

第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター

運営委員会

議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和3年度第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和3年11月2日(火) 午前10時00分～

開催場所 南丹市役所 3号庁舎 第4会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 5名

(2) 出席者数 5名

(3) 出席委員(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	大釜 訓	京都社会福祉士会	げんてん社会福祉士 共同事務所
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー(敬称略)

氏名	備考
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
坂田 徹	京都府社会福祉協議会 福祉部長
奥村 彰浩	京都府地方家庭裁判所園部支部 主任書記官兼庶務課長
吉川 琢巳	京都府家庭裁判所後見センター 主任書記官

(5) 事務局

福祉相談課 橋本課長、西村課長補佐、中西課長補佐、岩本主事、林相談支援員

1 開会

2 委員長あいさつ

【委員長】

委員長の松田です。だんだん形にはなってきていますので、今後は市民後見人第一号が一番課題になってくるのかと思います。

本日も円滑な議事進行ができますように、ご協力よろしくお願い申し上げます。

3 協議事項

(1) 令和3年度センター事業の進捗状況について

① 市民後見人候補者登録更新説明会の実施結果について

【事務局】

市民後見人候補者名簿の登録者11名に登録更新説明会のご案内をさせていただき、6月29日に説明会を実施しました。説明会后、名簿登録者11名のうち2名の方が辞退をされ、最終的に9名の方が登録更新されました。

今回ご案内はしていませんが、講座修了者のうち、名簿登録はされていないものの、フォローアップ研修にもずっと来られていて、自主勉強会にも参加されている方が何名かいらっしゃいます。「講座終了時は登録を見合わせたが、仕事が落ち着き、そろそろ後見活動をしたいなと考えている。」との声もあると聞きました。今も勉強を続けられており、条件的には登録者と同じであると思われるので、改めて、登録の意思確認することを検討したいと考えています。

② 市民後見人フォローアップ研修の実施結果

【事務局】

事後報告になり申し訳ございませんが、10月21日に、アスエルそのべでの集合研修と、新型コロナウイルスの感染対策を目的にした在宅での研修とを選択する、初めての形式で実施させていただきました。

今回は養成講座修了者ではなく、今年の6月29日開催した名簿登録更新説明会に参加いただき、市民後見人候補者として更新をされた9名の方向けに、南丹市の後見センターが市民後見人支援用に作成した新しい書式を使い、より市民後見人としての受任を意識した研修内容で行いました。

集合研修に8名、在宅研修者の方は1名の参加をいただき、名簿登録者9名全員が今年度のフォローアップ研修を受講されたことをご報告させていただきます。

③ 中核機関の設置について

【事務局】

南丹市権利擁護・成年後見センターの中核機関への引き上げにつきましては、内容の検討を行い、3月議会には条例改正を上程できるように準備を進めていきます。

④ 専門相談の実施状況について

⑤ 広報・啓発について

⑥ 利用支援事業について

【事務局】

4月から10月の専門相談予約件数は「0件」です。

市の広報誌などでお知らせしていますが、予約が入りませんでした。予約が入らない時は、包括や基幹などの関係機関に活用いただけるよう連絡を行っていますが、専門相談にはつながりませんでした。

専門相談につきましては、基幹相談の方にも声掛けを行っておりまして、こんな時なら使えるのかなどの問い合わせはあるのですが、なかなか具体的な相談にはつながっていない現状です。しかし、そういった相談が出来る体制があることは大切だと思っておりますので、またご協力の程よろしくお願い致します。

利用支援事業につきましては、令和元年度は、申請者数16件、うち該当者数9件。令和2年度は、申請者数16件、うち該当者数14件。令和3年度は、11月1日時点で申請者数12件、うち該当者数11件です。該当者の内訳としては、ほぼ生活保護受給者が占めており、新規の件数が年々増加しています。成年後見制度について、市内の広報誌などだけでなく市のホームページにも掲載したため、広く周知できてきたのではないかと考えています。

(2) 南丹市社協法人後見について

【社会福祉協議会】

今年度は運営委員会を3回実施しており、第1回目を7月30日に開催致しました。

これまで受任ケースが0件だったので、できれば1件から受任していった経験を積んでいきたいとの思いもありましたので、権利擁護事業のご利用者さんで、すでに契約になじまなくなってきた方を中心に検討致しました。8件程ピックアップ致し、すぐに必要ではないかと思われる3名の方について検討しました。1件目は、土地柄で専門職の密な援助が届きにくいと思われるケース。2件目は、専門職後見人と権利擁護事業を併用しておられるものの、今は権利擁護事業の必要性が減ってきていると思われるため、ダブル後見はどうか、というようなケースです。3件目は、すでに施設入所されていて、身寄りがいないために今後の身上保護について課題があるというケースです。

その中から、2件目のダブル後見のケースについて、あまり例は無いと思いますが、検討しました。このケースには、権利擁護事業の必要性が減ってきているにもかかわらず支援が減ると本人さんにとって不利益になるという理由から、契約を解除しないのであれば、権

権利擁護事業は必要な方に使っていただき、南丹市社協が法人後見するので、法人後見制度で支援させていただくのはどうかと提案しました。

家庭裁判所に相談したところ、元々は週に1回以上の細かな支援が必要でありながら、京都市内から弁護士の先生がおいでになる事が、再三は難しいということで権利擁護事業併用になっていましたが、現在は月に1回の支援で足りるようになってきているとのことでした。そうすると、月に1回は必ず弁護士の先生が来られているので、それで充分ではないかということで、権利擁護事業の解約を決められ、ダブル後見は行なわないこととなりました。このケースでは、家裁に相談した結果、ご本人さんにとって一番いい方向となりました。

次の運営委員会は11月16日ですので、また、市にもお世話になります。土地柄で専門職の密な援助が届きにくいとされるケースについて、ご本人による意思確認も難しくなっていますので、こちらのケースを検討させていただきたいと考えています。

今年度の法人後見支援員研修ですが、コロナもあり集合研修は難しいと考え、検討しましたところ、実際に後見職の方が動いておられるケースを見せていただく実地研修はどうかと考えました。保佐もしくは補助をされている専門職後見人の方に協力をいただき、ご本人様が了解していただけたら、支援の場と一緒にさせていただき、実地の研修が出来ればと考えております。

【委員長】

本年度前半の事業報告がありました。委員の皆様、オブザーバーの皆様から、質問やご意見がありましたらお願いします。

特にないようですので、次に、報告事項(3)ケース報告について、事務局より報告をお願いします。

(3) ケース報告について

《議事録非公開》

4 協議事項

(1) 市民後見人受任に向けたケース選出のしくみについて

《議事録非公開》

(2) 市民後見人に適する案件の具体的検討について

《議事録非公開》

何かございますでしょうか。

特になければ、議事が全て終了しましたので、これで本日の協議事項を終わらせていただきます。ご協力をいただきありがとうございました。

5 閉会あいさつ 上田副委員長